

多度津町保育料月額表（令和元年10月より適用）

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
		保育標準時間	保育短時間	
1 (A)	生活保護法等による給付受給世帯	0		
2 (B)	町民税非課税の世帯	0		
3 (C1)	町民税均等割の額のみの世帯	ひとり親世帯等	4,500	4,400
		上記以外	10,000	9,800
4 (D1)	町民税所得割課税額が 48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	6,500	6,300
		上記以外	14,000	13,600
5 (D2)	" 48,600円以上 58,000円未満の世帯	ひとり親世帯等	8,000	7,800
		上記以外	16,000	15,600
6 (D3)	" 58,000円以上 77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000	8,800
	" 58,000円以上 97,000円未満の世帯	上記以外	20,000	19,600
7 (D4)	" 97,000円以上 133,000円未満の世帯		25,000	24,400
8 (D5)	" 133,000円以上 169,000円未満の世帯		31,000	30,400
9 (D6)	" 169,000円以上 235,000円未満の世帯		38,000	37,200
10 (D7)	" 235,000円以上 301,000円未満の世帯		42,000	41,200
11 (D8)	" 301,000円以上 397,000円未満の世帯		46,000	45,200
12 (D9)	" 397,000円以上の世帯		48,000	47,000

【特記事項】

- (1) 保育料は、子どもの父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者〔※〕である者に限る。）の町民税所得割額の合計額と保育時間区分により決定します。また町民税の変更等の申出のあった方などについては、変更となる方に別途通知します。
※父母の収入が合算して93万円未満の場合、同一住所地のより収入のある扶養義務者（祖父母等）を家計の主宰者と認定する場合があります。
- (2) 税が未申告、税関係書類が未提出の場合は、仮保育料（最高額）で決定します。
- (3) 町民税額の通知については、
★住民税（県民・町民税）を給与から天引きされている方… 勤務先から毎年6月頃に発行されます。
 『給与所得等に関わる町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税通知者用）』
★住民税（県民・町民税）を納付書等で支払っている方… 町税務課から毎年6月頃に発行されます。
 『町民税・県民税 納税通知書』
- (4) ひとり親家庭のうち、未婚のひとり親家庭については、寡婦控除のみなし適用ができる場合があります。これにより、保育料が軽減される可能性があります。保護者による申請が必要ですので、役場までご連絡ください。

※裏面に算定基準などの内容を掲載します。

【算定基準などの内容】

○年齢区分の適用期間

年齢は年度初日の前日における満年齢によるものとし、その年度内を通し適用するものとします。

○階層区分の適用期間

4月分から8月分までの利用者負担額は前年度の町民税、9月分から3月分までの額は当年度の町民税に基づく階層区分で算定します。なお町民税額は、住宅借入（取得）金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除（ふるさと納税等）を適用する前の税額で計算します。

○保育時間の区分による利用者負担額の別

保育標準時間認定の場合は左欄の額、保育短時間認定の場合は右欄の額を適用します。

○複数の児童が利用している場合の減免

町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で生計を一にする子どもが2人以上いる場合において、2人目の子どもの利用者負担額は表に定める額の半額、3人目以降の場合については0円とします。また町民税所得割課税額が57,700円以上の同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所や幼稚園等を利用している場合において、最年長から数えて2人目の子どもの利用者負担額は表に定める額の半額、3人目以降の場合については0円とします。

○3人目以降の子どものに係る減免

現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の、出生順位が3人目以降である3歳未満児に係る利用者負担額は、0円とします。

○母子世帯等における利用者負担額の軽減

町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、次に掲げる世帯に属する子どもは、表の「ひとり親世帯等」の区分の額を適用し、生計を一にする2人目以降の利用者負担額については0円とします。

(1) 母子世帯等

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯)

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

【お問い合わせ先】

多度津町健康福祉課 こども支援係 TEL0877-33-1134